

# 総社市教育振興基本計画

## 郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる人づくり

『総社市民憲章』では、「郷土を大切に美しい環境をまもること、生涯学び明るい家庭をきずくこと、たがいに助け合いあたたかいまちをつくること」を謳っています。

この『総社市民憲章』を基本理念としながら、歴史や風土のなかで育まれてきた吉備文化と密接にかかわりあいつつ、地域と協働して、まず総社市のめざす子ども像として「郷土を愛し、夢に向かって共に伸びる子ども」を掲げます。

## めざす子ども像

### ① 郷土を愛する

郷土は、人と自然・文化・社会などの環境とで構成されています。郷土を愛するとは、それらを愛し大切にすることです。また、郷土を愛するとは、自分の郷土だけでなく、他の人の郷土も尊重し大切にすることです。郷土を愛する心は、家族愛や人類愛につながる精神です。

郷土を愛し大切にすることをしっかりと育みます。

### ② 共に生きる

すべての人間は、生まれながら自由であり、尊厳と権利について平等です。

偏見や差別がなく人権が尊重される社会、地域に暮らすすべての人々が共に生きる多文化共生社会の実現がいつそう求められています。

自分とともに他の人を大切にすること、互いに認め合い支え合って生きる態度、思いやりの心をしっかりと育みます。

## 郷土を愛し、夢に向かって共に伸びる子ども

### ③ 夢や目標に向かって努力する

人は、夢や目標をもち、その実現に向かって努力することで成長します。また、夢や目標を実現し達成感や達成感を味わうことで、さらに大きく成長します。

確かな学力を育成するとともに、夢や目標の実現に向かって努力する態度をしっかりと育みます。

### ④ 正しいことは勇気をもって行う

自分勝手な言動による社会の乱れが問題になっています。だれもが心豊かに生活できる明るい社会を実現することがいつそう求められています。

きまりやマナーを守り、正しいことは、勇気をもって行う態度をしっかりと育みます。



## 1. 基本計画策定の趣旨

総社市では、毎年、教育行政の基本方針を定めて、さまざまな施策を展開してきましたが、ここで、現在の取組を検証し、さらに本市の実態を踏まえた教育の中期計画である基本計画を策定しました。今後は、この基本計画に基づき、家庭・学校・地域社会が役割を担いつつ、連携して本市の人づくりのため、社会全体で学び育む教育環境の整備・充実に取り組む教育行政をいっそう推進していきます。

## 2. 基本計画の位置づけ

- 総社市の教育が目指す理念を、おおむね10年先を見通して設定し、この理念を踏まえ、今後5年間に取り組む本市教育の施策の方向性を示します。
- 『総社市民憲章』を基本理念に、『総社市総合計画』をはじめとして、総社市、総社市教育委員会が策定する他の計画と整合した、教育行政分野における基本計画とします。

## 3. 基本計画・施策の期間

平成23年度から10年先を見通した『基本構想』に基づき、平成27年度までの5年間の『基本施策』を定めます。

## 4. 基本計画の実現に向けて

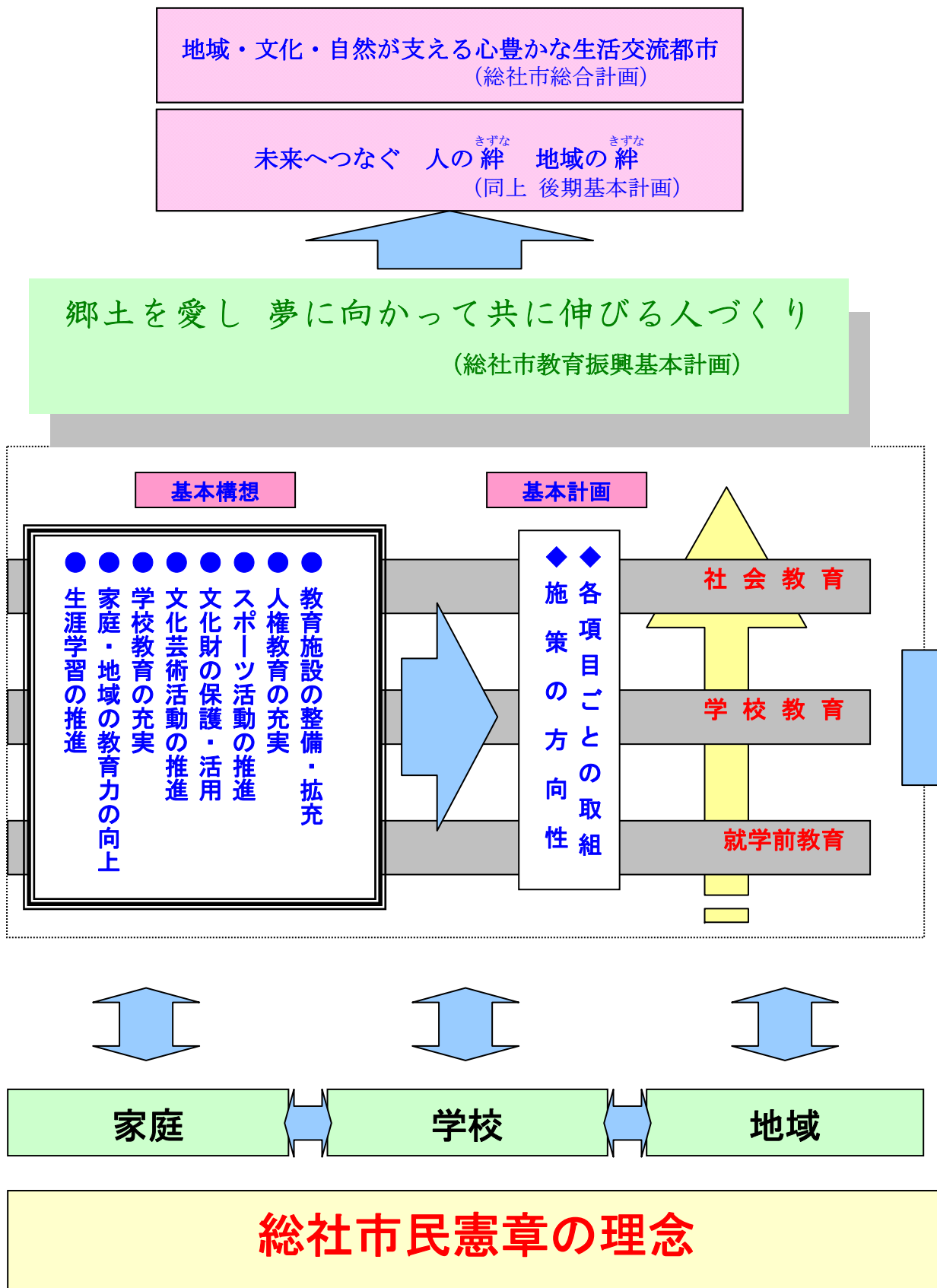
関係者の役割分担と連携・協働を深め、新たな課題が生じた場合は計画期間の途中においても必要に応じた計画の見直しを行い、PDCA（計画→実行→点検・評価→処置・改善）サイクルによる自己点検・評価を実施して、計画に基づいた事務・事業を進めていきます。

<b>総社市教育振興基本計画</b> ～ 郷土を愛し 夢に向かって共に伸びる人づくり ～	
発行	平成23年3月
編集	総社市教育委員会
〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号	
総社市教育委員会事務局	
TEL	0866-92-8353 (庶務課)
FAX	0866-92-8397
E-mail : ed-syomu@city.soja.okayama.jp	
※本編は、総社市のホームページで見ることができます。	



# 総社市教育振興基本計画の体系

総社市では、前ページで示した『めざす子ども像』を踏まえ、子どもたちを社会全体で育む中で、市民一人ひとりが「郷土を愛し、夢に向かって共に伸びる人」となることをめざし、次に示す体系と構想、基本計画、そして主な取組により、教育行政を総合的に推進します。



## 生涯学習の推進

- ①生涯学習のまちづくりの推進
- ②学習活動を支援する人材の養成と活用
- ③公民館活動の推進
- ④図書館活動の推進

- ① 学習機会の提供、親の学びの支援、地域理解を深める学習機会の提供、PTA活動への支援、多様な方法での学習情報の提供
- ② 地域の人材の活用、学習活動を推進する人づくりや団体の育成
- ③ 異世代間交流、現代的な課題への対応、地域への愛着と誇りの醸成、グループ・サークル活動の育成、公民館間の連携、公民館活動の紹介
- ④ 予約システム等の周知による利便性の向上、資料の充実、利用しやすい環境づくり、機能の充実 など

## 家庭・地域の教育力の向上

- ①基本的生活習慣の確立
- ②家庭・地域の教育力向上の支援
- ③青少年健全育成の推進
- ④子ども読書活動の推進
- ⑤高齢化社会への対応

- ① ノーテレビ・ノーゲームデーの取組、家庭学習の習慣づけ
- ② 親の学びの支援、行政と子育て支援関係機関との連携
- ③ 青少年育成センター事業、安全・安心な居場所づくり、勤労青少年ホームや社会教育施設等の活用
- ④ 映像メディア等への対策、関係団体との連携強化、家庭への啓発の充実
- ⑤ 学習機会の提供、活動の場の提供、社会参加の促進 など

## 学校教育の充実

- ①確かな学力の向上
- ②心の教育の推進
- ③健やかな身体の育成
- ④安全教育の推進
- ⑤特別支援教育の推進
- ⑥国際理解教育の充実
- ⑦幼稚園教育の充実
- ⑧開かれた学校づくりの推進
- ⑨学校規模の適正化の推進
- ⑩小中一貫教育の推進

- ① 習熟度別少人数指導や教科指導講師の配置、外国語指導助手の継続、学力・学習状況調査の全校実施と授業改善、教員の指導力向上
- ② 「だれもが行きたくなる学校づくり」の推進、品格教育への取組、体験活動等と関連させた道徳教育、いじめ問題への取組、情報モラル教育の推進
- ③ 保護者・医療機関との連携、食育の推進、新体力テストの継続
- ④ 地域安全マップ作成、防犯教室実施、不審者情報システムの活用
- ⑤ 校内支援体制の充実、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、就学前早期支援、特別支援教育支援員・同補助員の配置促進と研修会の実施
- ⑥ 小学校外国語活動の授業改善、中学生海外ホームステイの継続
- ⑦ 保育所や小学校との連携、子育て支援の充実、預かり保育の充実、教職員研修・教員構成の充実
- ⑧ 学校評価の充実、教職員の意識改革、学校支援ボランティアの活用
- ⑨ 学校適正配置審議会(仮称)の設置
- ⑩ 連携型小中一貫教育の実施や施設分離型小中一貫校の開設への取組 など

## 文化芸術活動の推進

- ①文化芸術団体・サークル等の育成
- ②文化芸術活動の発表の機会の拡充
- ③芸術鑑賞の機会の拡充

- ① 文化芸術団体・サークル等の掘り起こし
- ② ニーズに応じた発表機会の拡大
- ③ 中央の優れた芸術家等を招き舞台芸術の鑑賞機会の拡大 など

## 文化財の保護・活用

- ①文化財の保護・保存
- ②文化財の整備・活用
- ③文化財の保護・保存啓発事業推進
- ④文化財の調査
- ⑤開発に伴う埋蔵文化財発掘調査

- ① 指定・登録文化財の拡大や修理の必要な文化財の調査・支援
- ② 文化財保護のための計画的な史跡整備や鬼城山整備事業の継続
- ③ 市ホームページに指定文化財の解説掲載及び更新、文化財マップの作成
- ④ 石仏調査等の継続
- ⑤ 埋蔵文化財発掘調査後の報告書やパンフレットの作成 など

## スポーツ活動の推進

- ①生涯スポーツの推進
- ②世代に応じたスポーツ活動の展開
- ③競技力の向上

- ① 事業の普及・啓発・充実と新プログラムの開発、総合型地域スポーツクラブなどの創設・支援・育成、情報の充実・環境整備
- ② 事業の普及・啓発・充実
- ③ 環境整備と機会の促進、競技団体の組織整備・運営支援、情報の充実と共有、ネットワークシステムの構築 など

## 人権教育の充実

- ①学校における人権教育の推進
- ②指導者の育成・確保
- ③人権を尊重する環境づくり

- ① 人権教育協議会の研修会継続、教職員研修の充実、教育活動全体を通じた人権教育、インターネット上の人権侵害に対する教職員研修
- ② 学習ニーズの把握、参加体験型研修会の実施
- ③ 講座や講演会の充実 など

## 教育施設の整備・拡充

- ①学校施設の整備・拡充
- ②学校給食共同調理場の整備・拡充
- ③生涯学習施設の整備
- ④文化施設の整備・拡充
- ⑤体育施設の整備・充実
- ⑥バリアフリー化

- ① 耐震化、LAN・光ケーブルの整備、エアコンの計画的設置
- ② 施設更新の検討
- ③ 西公民館久代分館の移転新築、昭和公民館の移転新築計画
- ④ 中央公民館の冷暖房や市民会館の空調等の改修、芸術作品収蔵庫や展示施設の整備計画、歴史美術総合博物館(仮称)の建設計画
- ⑤ 指定管理者との連携と適正管理運営のための指導・助言
- ⑥ 段差解消やトイレ整備、中央公民館にエレベーター など